

# 4

## 第4章 第4次計画の実施状況

---

# 1 これまでの取組

---

第4次計画では、「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもの健やかな成長」を基本理念に、「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費の確保及び適切な面会交流<sup>5</sup>の推進」、「経済的支援の推進」、「利用者目線に立った広報の展開」の5つの基本目標を定め、ひとり親家庭等を巡る様々な状況や、国の基本方針などを踏まえ、新たな施策を加えながら、ひとり親家庭等への支援の充実に取り組んできました。

また、この計画は「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019（令和元年度（2019年度）～令和4年度（2022年度））」や、子ども施策に係る総合的な計画である「第4次さっぽろ子ども未来プラン（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））」等と連動し、また、支援の対象者や支援策が重なる部分の多い「札幌市子どもの貧困対策計画（平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度））」とは、緊密な連携を図りながら取り組みを進めてきました。

## 2 各基本目標の主な成果

---

計画期間である、平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）に実施した施策の主な成果は次のとおりです。

### 基本目標1 子育て・生活支援の充実

#### ● 区保育・子育て支援センター（ちあふる）の拡充

全ての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るため、保育機能に加え、常設子育てサロンなどの様々な機能を持つ区保育・子育て支援センター（ちあふる）を設置。

（実績）

平成31/令和元年度 市内9か所目の「ちあふる・あつべつ」設置

令和5年度 市内10か所目の「ちあふる・ちゅうおう」開設により、全10区への設置完了

#### ● 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結び付ける体制の強化

子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携して必要な支援や重層的な見守りへとつなげる事業を実施。平成30年度（2018年度）の市内6区から令和4年度（2022年度）は市内全10区に拡大。

（相談受理件数）

平成30年度～令和4年度（5年間） 1,603件

#### ● 学習支援ボランティア事業の実施

学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、各種相談を通じひとり親家庭の不安感を解消し、身近なモデルとなる大学生と接することで将来を考えるきっかけとなることを目的とした事業を市内全10区で実施。令和3年度には、新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインでの支援も行った。

（参加延べ人数）

平成30年度～令和4年度（5年間） 15,280人

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業休止期間あり

---

<sup>5</sup> 第4章はこれまでの取組の振り返りであるため、用語については従前のおりとしている。

## 基本目標2 就業支援の充実

### ● ひとり親家庭等就業支援センターにおける就業支援事業の実施

個々に応じた就業相談や職業紹介のほか、就職に有利な資格取得や能力開発を目的とする就業支援講習会などを実施し、ひとり親家庭等の就労による自立促進を図る事業を実施。

(相談延べ件数)		(開講講座数及び参加人数)	
平成30年度	6,508件	平成30年度	17講座(222人)
平成31/令和元年度	6,372件	平成31/令和元年度	17講座(148人)
令和2年度	5,583件	令和2年度	9講座(69人)
令和3年度	5,896件	令和3年度	11講座(80人)
令和4年度	5,530件	令和4年度	18講座(143人)

### ● 高等職業訓練促進給付金事業の充実

保育士や看護師などの就職に有利な資格取得を容易にすることを目的に、養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給。令和3年度から情報系の資格も対象とするなどの制度拡充を実施。

(支給実績)	
平成30年度	131,075千円(120人)
平成31/令和元年度	164,063千円(132人)
令和2年度	139,335千円(108人)
令和3年度	197,520千円(192人)
令和4年度	251,112千円(234人)

### ● 保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、時間外保育、病後児保育、休日保育等を実施。

(実績)	
平成30年度	時間外保育：410施設、病後児保育：6か所、休日保育：7施設
令和4年度	時間外保育：527施設、病後児保育：7か所、休日保育：12施設

## 基本目標3 養育費の確保及び適切な面会交流の推進

### ● 養育費及び面会交流相談の推進

各区の母子・婦人相談員のほか、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別相談など養育費に係る相談を実施。また、令和3年(2021年)7月から養育費に関する取決めや保証契約に係る費用の一部を補助する「ひとり親家庭等養育費確保支援事業」を開始。

(養育費に関する相談件数)		
各区母子・婦人相談員	平成30年度～令和4年度(5年間)	1,945件
ひとり親家庭支援センター	平成30年度～令和4年度(5年間)	1,295件

## 基本目標4 経済的支援の推進

### ● 児童扶養手当制度の情報提供と手当の支給

各種広報により児童扶養手当制度に関する情報提供を実施し、また、全部支給に係る所得制限限度額の引上げや支給回数の見直し（年3回から年6回）により、適切な手当の支給を実施。

（各年度3月末時点手当受給者数）

平成30年度	21,024人	（児童数28,931人）
平成31/令和元年度	19,034人	（児童数27,029人）
令和2年度	18,570人	（児童数26,508人）
令和3年度	18,143人	（児童数25,858人）
令和4年度	17,409人	（児童数24,812人）

### ● ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等の保健の向上や福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の母親又は父親及びその子に係る医療費の一部を助成（子は入院及び通院、親は入院のみ対象）。

（助成実績）

平成30年度～令和4年度（5年間） 助成件数1,205,398件、助成金額2,836,235千円

### ● ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金と就職準備金（促進資金貸付）の貸付けを実施。また、令和3年度より、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親を対象とした家賃相当の貸付け（住宅貸付）を実施。

（貸付件数）

促進資金貸付	平成30年度～令和4年度（5年間）	173件
住宅貸付	令和3年度～令和4年度（2年間）	30件

## 基本目標5 利用者目線に立った広報の展開

### ● 必要とされる情報を確実に届ける広報の展開

ひとり親家庭向けの支援制度をまとめた冊子の配布や、児童扶養手当現況届への制度案内チラシの同封、「札幌市ひとり親家庭支援公式LINE」による情報発信等、必要な情報を確実に届けるための広報活動を実施。

（令和4年度実績）

「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」発行部数	：10,000部
児童扶養手当現況届同封チラシの発行部数	：21,500部
「札幌市ひとり親家庭支援公式LINE」登録者数	：約4,300人

### 3 成果指標に対する達成度

この計画では、計画期間中の成果を把握するため、あらかじめ成果指標を設定しています。

成果指標は、計画全体及び基本目標別に設定し、アンケート調査の結果を基に点検を行うこととしています。

今回は、令和4年度（2022年度）のアンケート調査結果に基づき成果指標の点検を行っています。

#### 計画全体の成果指標

- 今後の生活（経済的・子育て等）に不安のある方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	88.0%	89.2%	80.0%
父子家庭	84.4%	88.6%	80.0%
寡婦	66.0%	82.2%	60.0%

#### 基本目標1（子育て・生活支援の充実）の成果指標

- 子どもに対して悩みを持っている方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	80.9%	80.5%	70.0%
父子家庭	79.9%	83.0%	70.0%

- 18～19歳世代<sup>6</sup>の大学進学<sup>6</sup>の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
ひとり親家庭	30.1%	29.1%	38.0%

#### 基本目標2（就業支援の充実）の成果指標

- 仕事に対して悩みを持っている方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	91.9%	87.0%	80.0%
父子家庭	90.8%	89.7%	80.0%

- 就業している方のうちの正社員・正職員の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	35.2%	45.3%	45.0%
父子家庭	58.8%	65.1%	62.0%

<sup>6</sup> 高校生を除外した平成14.10～平成16.11生まれの子を母数とする割合

### 基本目標3（養育費の確保及び適切な面会交流の推進）の成果指標

#### ● 養育費の取決めをしている方の割合

	平成 29 年度	令和 4 年度	目標値
母子家庭	52.6%	63.7%	60.0%
父子家庭	21.0%	20.7%	30.0%

#### ● 面会交流の取決めをしている方の割合

	平成 29 年度	令和 4 年度	目標値
母子家庭	35.6%	46.0%	40.0%
父子家庭	35.5%	32.0%	40.0%

### 基本目標4（経済的支援の推進）の成果指標

#### ● 家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合

	平成 28 年度	令和 4 年度	目標値
ひとり親家庭	78.2%	78.2%	65.0%

※平成 28 年度は「平成 28 年度札幌市子ども若者生活実態調査」から算出された数値ですが、令和 4 年度は今回のアンケート結果に基づく数値であるため、それぞれ対象者が異なっています。

### 基本目標5（利用者目線に立った広報の展開）の成果指標

#### ● 支援制度の認知度（母子家庭）

	平成 29 年度	令和 4 年度	目標値
母子・婦人相談員	36.0%	41.7%	46.0%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	33.0%	41.7%	43.0%
自立支援教育 訓練給付金	37.0%	51.1%	47.0%
高等職業訓練 促進給付金	26.4%	42.1%	38.4%
高等職業訓練 促進資金貸付金	23.7%	36.7%	33.7%
高等学校卒業程度認定 試験合格支援事業	11.7%	25.3%	21.7%
母子生活支援施設	35.2%	38.8%	45.2%
ひとり親家庭 支援センター	34.9%	49.1%	44.9%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	19.9%	26.3%	30.3%
学習支援 ボランティア	26.9%	32.1%	36.9%

● 支援制度の認知度（父子家庭）

	平成 29 年度	令和 4 年度	目標値
母子・婦人相談員	11.7%	27.1%	21.7%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	7.8%	22.3%	17.8%
自立支援教育 訓練給付金	9.1%	26.5%	19.1%
高等職業訓練 促進給付金	8.4%	24.1%	18.4%
高等職業訓練 促進資金貸付金	4.5%	19.9%	14.5%
高等学校卒業程度認定 試験合格支援事業	3.9%	15.1%	13.9%
ひとり親家庭 支援センター	16.9%	25.3%	26.9%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	9.7%	14.5%	26.9%
学習支援 ボランティア	9.7%	10.2%	19.7%

● 支援制度の認知度（寡婦）

	平成 29 年度	令和 4 年度	目標値
母子・婦人相談員	58.6%	65.0%	68.6%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	59.7%	62.6%	69.7%
ひとり親家庭 支援センター	49.7%	56.4%	63.0%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	41.9%	46.6%	51.9%

｜ 第 4 次計画の一部改定にあたって

第 4 次計画の一部改定にあたり、令和 4 年度（2022 年度）までの取組状況や、アンケート調査結果から継続して対応すべき課題があることが明らかになったことを踏まえ、成果指標はこれまでと同じ指標を定めることとし、目標値についても同様の扱いとします。

## 4 計画の進捗状況

---

第4次計画では、国の基本方針による「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費の確保及び適切な面会交流の推進」、「経済的支援の推進」に加え、平成29年度（2017年度）に実施したアンケート調査により明らかになった、支援制度の認知度という課題に対応するため「利用者目線に立った広報の展開」という5つ目の基本目標を設定し、様々な施策に取り組んできました。

令和4年（2022年）10月に実施した今回のアンケート調査では、計画全体の成果指標である「今後の生活（経済的・子育て等）に不安のある方の割合」については、前回調査と比べ、すべての世帯類型で不安が高まっているという結果になりました。また、悩みや不安等の心理的な状況に関する結果では、基本目標1の成果指標である「子どもに対して悩みを持っている方の割合」は改善が見られず、基本目標2の成果指標である「仕事に対して悩みを持っている方の割合」もほぼ横ばいとなっています。

就業状況に関しては、母子家庭・父子家庭ともに正規雇用の割合が増えており（基本目標2「就業している方のうちの正社員・正職員の割合」）、いずれも計画策定当初の目標値を超えています。これは、社会情勢の変化や資格取得支援等の就業支援策等によるものと考えられます。また、今回のアンケート調査では、転職よりも「現在の仕事を続けたい」と回答した人の割合が高くなっており、今後は就職・転職支援のみならず、今の仕事を続けるための支援も検討が必要です。

基本目標3の「養育費の確保及び適切な面会交流の推進」では、父子家庭では大きな変化が見られなかったものの、母子家庭では養育費・面会交流ともに「取決めをしている」が増加しており、引き続き適切な支援に取り組むことが重要です。

家計の状況では、正規雇用の割合や世帯収入が増加傾向であるにもかかわらず、基本目標4の成果指標「家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合」は前回調査時と変化がなく、家計は依然として厳しい状況であることが明らかになっています。

第4次計画から新たに加わった基本目標5「利用者目線に立った広報の展開」については、前回調査と比較可能なすべての事業において認知度が向上しています。これらは各種広報活動の成果であると考えられます。ただ、依然として各事業を「知らない」と回答した人も多く、また、特に父子家庭では、アンケート調査において「相談先や利用できる制度が分からなかった」「（情報収集の手段が）特にない」とした人の割合が高いことから、今後もより一層効果的な広報を実施していく必要があります。



# 5

## 第5章 施策の展開

---

# 1 基本的な方向性

---

札幌市では、「札幌市母子家庭等自立促進計画」を、平成 17 年度（2005 年度）及び平成 20 年度（2008 年度）に策定し、その後、国における支援対象が父子家庭にも拡大されたことなどに伴い、名称を「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」に改め、平成 25 年度（2013 年度）からの第 3 次計画、平成 30 年度（2018 年度）からの第 4 次計画を策定し、各施策の推進を図ってきました。

## 第 4 次計画策定時の状況

平成 29 年（2017 年）8 月に行った「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」（12 ページ参照）の結果では、ひとり親家庭の困っていることの上位が家計と仕事であることや、雇用や身分の不安定さが今後の生活への不安につながっていること、また、資格の取得が就業とりわけ正規雇用に有利に働いていることなどが明らかとなったことを踏まえ、就業支援の一層の充実に取り組んできたところです。

また、支援制度の認知度について、多くの事業において、平成 24 年度（2012 年度）調査よりも「知らない」と回答した人の割合が増えていたことから、支援を必要としている方に情報を届け、認知度の向上を図る取組をしっかりと行い、制度利用者の増加、就業率の増加、経済的な自立へとつなげていくために、広報活動の充実に努めてきました。

基本理念については、第 3 次までの計画では、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」としていましたが、安定はもちろんのこと、ステップアップを望む方には、その機会を提供することができるよう、第 4 次計画では、「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもの健やかな成長」としています。

「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費の確保の推進」、「経済的支援の推進」としていた 4 つの基本目標について、アンケート調査等から明確になった支援制度の認知度という課題に対応するため、第 4 次計画では、「利用者目線に立った広報の展開」を加えた 5 つの基本目標により各施策の推進を図ってきました。

## 第 4 次計画の一部改定にあたって

今回の一部改定にあたり、令和 4 年（2022 年）10 月に実施した「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」では、平成 29 年（2017 年）調査時と比較して正社員の割合が増加していること、各種支援制度の認知度が向上していることなどの状況が確認されましたが、今後の生活への不安を感じている人の割合も増加しており、第 4 次計画策定時に定めた 5 つの基本目標については課題が残っています。

また、令和 5 年（2023 年）4 月から、こども家庭庁が設置され、6 月には少子化対策の強化に向けて「こども未来戦略方針」が閣議決定され、「ひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題である」とされています。

こうした状況を踏まえ、札幌市におけるひとり親家庭等の支援を継続的に行っていくために、引き続き基本理念である「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長」と 5 つの基本目標の達成に向け、各種支援の充実に取り組んでまいります。

## 2 基本理念

---

### | ひとり親家庭等の生活の安定と向上、

### その子どもたちの健やかな成長 |

母子及び父子並びに寡婦福祉法には、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために必要な措置を講じること、児童が置かれている環境にかかわらず心身ともに健やかに育成されることが規定されています。

日々の生活や子育てに大きな不安を抱いているひとり親家庭等が安心して生活を送ることができるように、また、ひとり親家庭の子どもたちが、どのような環境に生まれ育っても、健やかに成長できるように、行政、地域の福祉団体、NPO 法人、民間企業、そして身近な地域住民などが一体となり、ひとり親家庭等を支える社会を実現していくという思いを込めて、本計画においても基本理念を定めています。

## 3 基本目標

---

本計画では、基本理念を実現するため、次の5つの基本目標を設定し、各施策を展開していきます。

### 基本目標 1 | 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実します。

### 基本目標 2 | 就業支援の充実

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実します。

### 基本目標 3 | 養育費の確保及び適切な親子交流（面会交流）の推進

ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、適切な親子交流（面会交流）が行われるよう、養育費及び親子交流（面会交流）に関する社会的機運の醸成や取決めを促進するための支援を推進します。

### 基本目標 4 | 経済的支援の推進

経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進します。

### 基本目標 5 | 利用者目線に立った広報の展開

情報に接触することが少ないひとり親家庭等に対して、情報を得やすく、必要にしている方に確実に届くような広報を展開します。

## 4 施策の体系

### 基本理念

ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長

### 基本目標

#### 基本目標 1

子育て・生活支援の充実

#### 基本目標 2

就業支援の充実

#### 基本目標 3

養育費の確保及び適切な親子交流（面会交流）の推進

#### 基本目標 4

経済的支援の推進

#### 基本目標 5

利用者目線に立った広報の展開

### 基本施策

1 子育て支援の推進

2 生活支援の推進

3 子どもの育ちと学びへの支援の推進

1 就業相談・就業機会創出等の推進

2 資格・技能習得等の支援の推進

3 女性のための就業支援の推進

4 働きやすい環境づくりの推進

1 養育費及び親子交流（面会交流）に関する相談体制の強化

2 養育費及び親子交流（面会交流）に関する広報・啓発活動の推進

1 給付型支援の実施

2 経済的負担の軽減

3 貸付金による支援の推進

1 利用者目線に立った広報の展開

※計画全体及び基本目標ごとの成果指標は 57～59 ページに記載の指標を継続します。

## 5 施策の展開

### 基本目標 1 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、様々な困難を伴う場合があります。

また、アンケート調査の結果からは、現在困っていることの上位が家計や仕事となっていること、今後の生活への不安を感じている割合が高い一方で相談相手がいない人が一定数いること、大学への進学率が一般世帯と比較して低いことなどが明らかになっています。

これらのことから、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実させるため、次の各事業に取り組みます。

### 基本施策 1 子育て支援の推進

子育てサロン	子育て家庭の孤立や不安の解消を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めるため、乳幼児をもつ親子が集まり、自由に交流できる場所として、子育てサロンを設置・運営します。	母子   父子
区保育・子育て支援センター (ちあふる)	保育機能に加え常設子育てサロンなどの様々な機能を持つ、区保育・子育て支援センター(ちあふる)の運営により、すべての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図ります。	母子   父子
こそだてインフォメーション	各区のこそだてインフォメーションで、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談に応じるとともに、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設及び子どもに関する各種制度等の情報提供を行います。	母子   父子
利用者支援事業	子育て家庭の身近な場所である、区保育・子育て支援センターとこそだてインフォメーションに「利用者支援専門員」が常駐し、個別のニーズに応じた適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	母子   父子
保育所等の利用調整	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点します。	母子   父子
私立保育所等整備補助事業	私立保育所等の整備により保育の受け皿を確保するとともに、老朽化した施設の更新により安全な教育・保育環境を確保するため、必要な整備費の補助を実施します。	母子   父子

<p>病児・病後児保育事業</p>	<p>子育てと就労の両立を支援するため、子どもが病気の際、就労などで自宅での保育が困難な場合に、一時的に病児・病後児保育を実施します。令和6年度から、国が定める病児対応型類型の追加を行います。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
<p>休日保育</p>	<p>保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、日曜、祝日に保育を実施します。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
<p>夜間保育事業</p>	<p>就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時（一部は午後10時）までの保育を実施します。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
<p>時間外保育事業</p>	<p>私立認可保育所等が開所時間の11時間を超えて、18時以降に1時間または2時間の時間外保育を実施します。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
<p>一時預かり事業</p>	<p>認可保育施設での一時預かりを実施します。（一般型保育所タイプ・一般型幼稚園タイプ・幼稚園型）</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
<p>市立幼稚園預かり保育事業</p>	<p>市立幼稚園において、就労等様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容の充実や園と子育ての支援等について研究する中で、子どもの健やかな育ちと保護者が安心して子育てができる環境を整えます。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
<p>ファミリー・サポート・センター事業</p>	<p>子育ての援助を受けたい方と援助したい方により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援します。日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児、病後児の預かりに対応する「こども緊急サポートネットワーク事業」の2つの事業を実施します。併せて、病児、病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
<p>子育て短期支援事業（子どもショートステイ）</p>	<p>児童を養育している家庭の保護者が、病気、出産や育児疲れ等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育します。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
<p>各区こども家庭センター機能の整備</p>	<p>各区保健センターに「こども家庭センター」の機能を整備し、身近な地域において、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>

## 基本施策2 生活支援の推進

母子・婦人相談員	各区に母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭等の抱える様々な課題に対して、きめ細やかな相談支援を行います。   母子   父子   寡婦
子どものくらし支援コーディネート事業	子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援や重層的な見守りにつなげます。また、巡回施設の拡大に向けて、ニーズ調査を行います。   母子   父子
ひとり親家庭支援センターの生活支援事業	休日・夜間も開設している一般相談のほか、弁護士による法律相談、臨床心理士による心療相談を実施するほか、専門の相談員による父子相談を行います。   母子   父子   寡婦
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の親が、就職活動や疾病、冠婚葬祭等により一時的に家事の手助けや保育サービスが必要な場合等日常生活を営むのに支障がある場合に家庭生活支援員を派遣し、生活援助を行います。   母子   父子   寡婦
母子生活支援施設の運営	母子生活支援施設で、生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、自立に向けてその生活を支援します。また、「札幌市の母子生活支援施設の目指すべき方向性」における検討結果を踏まえ、心理療法担当職員による相談支援の拡充や、妊婦支援等の機能強化について検討します。   母子
住宅確保要配慮者居住支援事業	子どもを養育している方や高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、札幌市居住支援協議会を運営し、入居から退去までの困りごとをサポートします。   母子   父子   寡婦
市営住宅への優先入居	安心して子どもを生き育てられる居住環境づくりの一環として、市営住宅の入居申込みに際して、ひとり親世帯や多子世帯の当選確率が高まるように優遇措置を行います。また、一部の市営住宅において、子育て家庭に配慮した募集を行います。   母子   父子

### 基本施策3 子どもの育ちと学びへの支援の推進

ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の小学3年生から中学生の子どもに大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を行うなど、ひとり親家庭が不安感を解消できる居場所を提供します。	母子   父子
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子がより良い条件で就職や転職ができるよう、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	母子   父子
地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組	地域全体で子どもを見守る環境を充実させ、安心して過ごすことのできる地域の居場所づくりを推進するため、子ども食堂などの子どもの居場所づくりの活動等に対し費用の一部を補助するほか、市ホームページでの広報等により活動を支援します。地域の子どもの居場所づくり活動の多様化にともない、補助対象の拡大を検討します。	母子   父子
放課後の居場所づくりの推進	児童会館やミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。今後は既存の児童会館及びミニ児童会館を、小学校等と併設した児童会館として再整備を進めていくほか、放課後子ども教室や民間児童育成会への支援を通じて、子どもの放課後の居場所づくりの充実を図ります。	母子   父子
ヤングケアラー支援推進事業	ヤングケアラーが安心して暮らし学ぶことができるよう、普及啓発、支援者向け研修を実施します。令和5年度以降、当事者同士の情報交換の場を拡充するとともに、専門相談窓口を開設するほか、家事援助などの支援を実施します。	母子   父子
児童手当	子育て家庭等の生活安定と児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。（国による制度改正を受けて対象の拡大を予定。）	母子   父子
児童扶養手当	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親または母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給します。	母子   父子
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神または身体に障がいをもつ20歳未満の児童を監護または養育する方に特別児童扶養手当を支給します。	母子   父子



札幌市奨学金支給事業	<p>意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生または生徒に対し、返還義務のない奨学金を支給します。令和6年度以降に支給人数を拡大し、高等学校や大学等への進学支援の充実に取り組めます。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
札幌市特別奨学金支給事業	<p>経済的に困窮している世帯の子どもが技能習得を目的とした高等学校等に通うために必要な学資を支給します。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
就学援助	<p>経済的理由により、就学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
特別支援教育就学奨励費	<p>札幌市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒、通常学級に在籍しているが重度の障がいや疾病のある児童生徒、通級指導教室に通級している児童生徒がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
札幌市高等学校等生徒通学交通費助成事業	<p>札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校などに通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成します。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
高等学校定時制課程教科用図書給与	<p>高等学校定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、高等学校定時制課程に在学する有職生徒に教科用図書を給与します。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
認可外保育施設等利用給付事業	<p>国の基準に基づき、施設等利用給付認定を受けて、給付の対象となる認可外保育施設等を利用した方を対象に、支払い後の還付による利用料の給付を行います（給付額上限あり）。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
学校給食費負担軽減事業	<p>昨今の物価高騰を踏まえ、子育て世帯への支援として、学校給食費の負担軽減を継続します。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>

## 札幌市における母子生活支援施設の目指すべき方向性について

札幌市には、生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、自立に向けてその生活を支援するための児童福祉施設である母子生活支援施設があります。これまで母親と子どもを一緒に受け入れ、自立のために必要な支援を行ってきており、令和5年4月1日時点で札幌市内には公設1施設、民設4施設の計5施設がこうした役割を担っています。

現在の施設の状況について、平成30年（2018年）と令和5年（2023年）にそれぞれ1施設の改築を行っていますが、建物の老朽化が進んでいる施設もあり、今後も施設の更新等が必要な状況となっています。

また、生活スタイルの変化や施設環境（建物の古さ・設備仕様など）があわないことなどにより、入所者数は減少傾向となっています。

こうした背景を踏まえ、札幌市では第4次計画の一部改定とあわせて、札幌市における母子生活支援施設の今後の在り方について検討を進めてきました。

母子家庭支援において、母子生活支援施設の母と子を一体として支援できるという特性を生かし、様々な困難を抱える母子家庭に対して必要な支援を行っていくために次のとおり今後の方向性を整理しています。（詳細については巻末参考資料集116ページをご覧ください）

### 今後の方向性

#### ①事業の認知度向上

○母子一体で支援を受けることができる施設の特長等を様々な困難を抱える母子家庭に効果的に周知するとともに、関係機関に対しても施設の特長を理解してもらう取組を行い、各機関の更なる連携強化を図っていく。

#### ②機能強化を見据えた施設・設備更新

○老朽化が進んでいる施設の改築や設備の更新、また、妊婦支援や職員による24時間対応などの新たな機能について、各施設の状況を踏まえながら機能強化について検討を行っていく。

#### ③支援を支える人材の確保・育成

○支援を担う施設職員の確保・育成を行う。キャリアパスの仕組みの検討など、職員の専門性を高める取組を検討する。

#### ④持続可能な運営の確保

○札幌市しらぎく荘休止後の札幌市全体における規模（定員数）については、機能強化に伴う利用希望の変化を注視しながら、札幌市における適正な規模を確保し、また、各施設における運営の安定化を目指していく。

## 基本目標 2 就業支援の充実

ひとり親の就業率や正規雇用の割合は改善傾向にありますが、アンケート調査の結果からは、雇用や身分の不安定さが今後の生活の不安につながっていることや、仕事と子育ての両立が困難であることなどが課題として明らかになっています。

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実させるため、次の各事業に取り組みます。

### 基本施策 1 就業相談・就業機会創出等の推進

ひとり親家庭支援センターにおける就業支援事業

ひとり親家庭支援センターにおける各就業支援により、ひとり親家庭等の就業による自立の促進を図ります。

#### <就業相談・職業紹介>

就労に関する悩み事などの相談に応じるとともに、ハローワークと連携して就業経験や適性などに応じた求人情報を提供します。

#### <就業支援講習会>

就職に有利な資格取得や能力開発を目的とする就業支援講習会や、就職等に必要な知識、心構えなどを身に付けるための就職準備・離転職セミナー等、就業のための講座の充実を図ります。

#### <母子・父子自立支援プログラム>

個々の実情に応じた、きめ細かな就業等の支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進します。

#### <企業への訪問活動>

ひとり親家庭等の就業を促進するため、企業への訪問を積極的に行い、雇用への理解と協力を求めます。

#### <関係機関との連携>

ハローワーク、札幌市就業サポートセンター、母子・婦人相談員等と日常的に連携を図り、ひとり親家庭等の就業支援を推進します。

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

就業サポートセンター等事業

ハローワークと民間職業紹介業者が共同窓口を設置し、無料の職業紹介や求職者を対象としたセミナー、カウンセリングなどを行う「就業サポートセンター」、ハローワークによる無料職業相談、相談員による職業相談やカウンセリングなどを行う「あいワーク」において、職業紹介業務等を推進します。また、求職者の早期就労実現のため、資格取得や職場体験を通じた就職の支援を推進します。

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

母子・父子福祉団体への支援	<p>公的施設内における自動販売機・売店等の設置や清掃事業の委託等の優先的な事業発注により、母子・父子福祉団体の基盤拡充に向けた支援を行います。また、ひとり親家庭等の交流の場となっている母子・父子福祉団体の会員拡大への支援を行います。</p>
	母子   父子   寡婦

## 基本施策2 資格・技能習得の支援の推進

自立支援教育訓練給付金事業	<p>就業を目指して職業能力の開発を推進するため雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講したひとり親家庭に、教育訓練終了後に入学料及び受講料の一部を支給します。</p>
	母子   父子
高等職業訓練促進給付金事業	<p>保育士や看護師等の正規雇用につながりやすい資格取得を目的とする養成機関を受講する際に、受講期間中の生活負担軽減のための給付金を支給します。対象となる資格については、国の動向も踏まえて拡充等について検討します。</p>
	母子   父子
ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付制度及び住宅支援資金貸付制度	<p>就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付けを行います。また、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、家賃相当の住宅資金貸付けを行います。</p>
	母子   父子
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (再掲)	
就業サポートセンター等事業 (再掲)	

## 基本施策3 女性のための就業支援の推進

女性の活躍サポートの推進	<p>女性の起業や就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の提供を行います。</p>
	母子   寡婦
女性起業家の育成事業	<p>起業を目指す女性が情報交換等を行うことができるコワーキングスペースの運営や、託児付き起業セミナーを開催するほか、他の関係機関等との連携により経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施します。</p>
	母子   寡婦
女性社員が活躍しつづけるための支援事業	<p>産休前研修や職場復帰前研修を行い、働き続けたい女性が出産や育児を機に仕事をやめてしまうことがないように、キャリアプランを立てるための支援事業を実施します。</p>
	母子   寡婦

働くことへの不安解消への支援（女性の多様な働き方支援窓口運営事業）

子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性を支援する女性向け就労支援窓口「ここシェルジュ SAPPORO」を運営します。

| 母子 | 寡婦 |

#### | 基本施策4 働きやすい環境づくりの推進

ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度及び育児休業等取得助成金事業

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を、札幌市独自の基準により認証します。また、認証企業のうち従業員数 300 人以下の企業が、育児休業取得者の代替要員を雇用した場合や、子の看護休暇を有給制度として改正し従業員が利用した場合などに助成金の支給を行う等の支援を行います。

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

保育所等の利用調整（再掲）

私立保育所等整備補助事業（再掲）

病児・病後児保育事業（再掲）

休日保育（再掲）

夜間保育事業（再掲）

時間外保育事業（再掲）

一時預かり事業（再掲）

市立幼稚園預かり保育事業（再掲）

ファミリー・サポート・センター事業（再掲）

子育て短期支援事業（子どもショートステイ）（再掲）

ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）

## 基本目標3 養育費の確保及び適切な親子交流（面会交流）の推進

離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利であるにもかかわらず、いまだその確保が十分でないのが実態です。

また、アンケート調査の結果からは、養育費及び親子交流（面会交流）の取決状況は改善されてはいるものの、離婚時に養育費や親子交流（面会交流）について誰にも相談していない方が多くいることなどが課題として明らかになっています。

ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、また、適切な親子交流（面会交流）が行われるよう、養育費及び親子交流（面会交流）に関する社会的機運の醸成等を推進するため、次の各事業に取り組みます。

なお、養育費や親子交流（面会交流）に関しては、法務省法制審議会家族法制部会で家族法制の見直しについて議論が行われ、令和5年（2023年）12月19日には「家族法制の見直しに関する要綱案（案）」が示されました。これまでの議論の中で、DV等の危険性についても意見がでており、引き続き各家庭の事情について配慮が必要です。

### 基本施策1 養育費及び親子交流（面会交流）に関する相談体制の強化

養育費及び親子交流（面会交流）の相談

区役所の母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターで、養育費や親子交流（面会交流）に関する相談や、専門機関への橋渡し等を行います。ひとり親家庭支援センターでは弁護士による特別相談により、養育費や親子交流（面会交流）に関する相談も実施します。相談業務に従事する職員のスキルアップのため、研修を行い相談体制の充実を図ります。また、相談の機会を通じて養育費や親子交流（面会交流）に対する市民の意識向上に努めます。

| 母子 | 父子 |

### 基本施策2 養育費及び親子交流（面会交流）に関する広報・啓発活動の推進

ひとり親家庭等養育費確保支援事業

ひとり親家庭等の子どもに関する養育費の取決めや保証に係る費用の一部を補助することにより、養育費の確保を支援します。さらに、不払い発生時における強制執行手続きに係る費用の一部も補助します。

| 母子 | 父子 |

養育費・親子交流（面会交流）に関する広報・啓発の推進

専門機関や母子・父子福祉団体、関係部局等と連携しながら、ホームページやSNS、パンフレット等の媒体を用いて、養育費や親子交流（面会交流）に関する広報・啓発活動を推進します。また、離婚届を受け取りに来た方にパンフレットを交付することで、養育費や親子交流（面会交流）に対する市民の意識向上に努めます。

| 母子 | 父子 |

## 基本目標 4 経済的支援の推進

2022（令和4）年国民生活基礎調査では、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率が44.5%という結果となっており、ひとり親家庭の多くが経済的に困難な状況にあります。

また、アンケート調査の結果からは、ひとり親家庭は年間総収入、年間就労収入とも低い傾向にあることなどが課題として明らかになっています。

経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進するため、次の各事業に取り組みます。

### 基本施策 1 給付型支援の実施

災害遺児手当及び入学等支度資金	交通事故、労働災害等その他不慮の災害により、父、または母等を失った（重度障がいとなった場合を含む。）義務教育終了前の遺児を扶養する方に手当を支給するとともに、遺児が小・中学校等及び高等学校に入学する際または中学校等卒業後、就職する際に支度金を支給します。	母子   父子
児童手当（再掲）		
児童扶養手当（再掲）		
特別児童扶養手当（再掲）		
自立支援教育訓練給付金事業（再掲）		
高等職業訓練促進給付金事業（再掲）		
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（再掲）		
就学援助（再掲）		
札幌市奨学金支給事業（再掲）		
札幌市特別奨学金支給事業（再掲）		

## 基本施策2 経済的負担の軽減

第2子以降の保育料無償化事業	特定教育・保育施設等を利用している多子世帯の保育料を軽減するため、同時入所要件を撤廃し、世帯の所得や子の年齢差によらず、第2子以降の保育料無償化を実施します。	母子   父子
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の20歳未満の子どもの入院・通院及びひとり親家庭の親の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。令和6年8月からは、新たに住民税非課税世帯の親の通院にかかる医療費の助成を実施します。	母子   父子
子ども医療費助成	小学生以下の入院・通院及び中学生の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。令和6年4月以降、段階的に、高校3年生まで助成対象を拡大します。	母子   父子
JR 通勤定期の特別割引制度	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭を対象に、JR 通勤定期の料金が割引となる特定者用定期乗車券購入証明書を発行します。	母子   父子

## 基本施策3 貸付金による支援の推進

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等12種類の資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。	母子   父子   寡婦
ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付制度及び住宅支援資金貸付制度（再掲）		



## 基本目標5 利用者目線に立った広報の展開

アンケート調査の結果から、新規事業以外の全ての支援制度について認知度の向上がみられ、基本目標に沿った各種広報活動の成果が徐々にあらわれているところですが、依然として認知度が低い事業も多く、引き続き支援を必要とする方に情報を届けることが課題とされる場所です。

情報に接触することが少ないひとり親家庭等に対して、情報を得やすく、また、必要にしている方に確実に届くような広報を展開するため、次の各事業に取り組みます。

### 基本施策1 利用者目線に立った広報の展開

必要な支援につなげるためのパンフレット等の作成	必要な情報が必要なときに得られるよう、ひとり親家庭になったばかりの方を対象としたガイドブックを作成し、離婚届けの提出窓口やひとり親相談窓口等で配布するなど、制度利用の促進を図ります。	母子   父子
必要とされる情報を確実に届ける広報の展開	ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに関することなど、必要な情報が確実に届くよう、SNSや児童扶養手当現況届への制度案内同封なども活用したプッシュ型の広報等に取り組みます。	母子   父子
子育て情報サイトおよびアプリ	すべての子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、子育て情報に特化したウェブサイトおよびスマートフォンアプリにて、利用者の立場に立った子育て情報を提供します。	母子   父子
SNSの活用による広報の展開	ひとり家庭向けの支援制度や相談窓口等についてのプッシュ型の情報提供のための公式LINEアカウントを運営し、制度利用の促進を図ります。	母子   父子   寡婦
AIチャットボットの活用	支援を必要とする方が手軽に情報を入手できるよう、子育て支援に関する質問に対し24時間365日自動で回答するAIチャットボットを運用し、利用者の利便性の向上を図ります。	母子   父子   寡婦
関係機関との情報連携の推進	北海道労働局やハローワーク等、ひとり親家庭等の支援に関係する機関・団体等との情報連携を行います。	母子   父子   寡婦
こそだてインフォメーション(再掲)		



# 6

## 第6章 計画の推進体制

---

## 1 関係機関・団体との連携

---

ひとり親家庭等の生活の安定及び向上並びに子どもの健やかな成長を図るためには、生活全般にわたるきめ細やかで総合的な支援体制が必要です。

このことから、本計画に基づく施策の実施にあたっては、国、北海道、札幌市等の関係機関が緊密に連携するとともに、母子・父子福祉団体をはじめとした地域の福祉団体、NPO 法人、民間企業等の理解と協力のもとで施策を推進していきます。

札幌市だけでは実現が困難な課題に対しても、広報や意見の表明により、社会全体でひとり親家庭等を支援する意識の醸成に努めていきます。

## 2 実施状況の公表

---

本計画に掲げた施策については、その実施状況を市民に対してホームページ等で公表するとともに、関係機関に対しても、施策の進捗状況や国のひとり親家庭等に関する施策の動向など、事業推進に必要な情報を提供し情報の共有を図ります。

## 3 計画の運用

---

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定された国の基本方針は、第4次計画策定時に対象期間が平成31年度（2019年度）までとされており、その後令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を対象期間とする新たな基本方針が制定されました。

これを受け、本計画の計画期間を国の基本方針の計画期間に合わせることで、第4次計画を2年間延長した一部改定版を策定しました。

今後の国の動向や外部環境の変化等に柔軟に対応しながら本計画を推進していきます。

## 4 計画の評価と検証

---

本計画では、基本理念の実現を目指すため、引き続き57ページに記載の成果指標に基づきながら、効果的・効率的に各施策に取り組み、ひとり親家庭等の自立の促進を図っていきます。